

## 会議録

会 議 名	第4回使用料等受益者負担適正化検討会
日 時	平成27年11月6日(金) 午前10時~12時
場 所	八王子市役所本庁舎 第5委員会室
出 席 者	飯島 大邦、松井 望、小室 崇司、竹名 裕子 伊佐 浩一、大橋 由里子
事 務 局	行革推進課長 宇田川 聡 行政管理課長 田倉 洋一 行政管理課課長補佐兼主査 高嶋 秀樹 行政管理課主査 小林 健次 行政管理課主任 星 香代子
欠 席 者 氏 名	なし
議 題	1 無料施設の有料化について 2 施設の性質別負担割合について
公開・非公開の別	公開
非 公 開 理 由	
傍 聴 人 の 数	なし
配 布 資 料 名	第4回使用料等受益者負担適正化検討会次第 資料1：無料施設の有料化について3 資料2：施設の性質別負担割合 別紙1：他市の状況 別紙2：分類について

## 会議の内容

### 1.開会

【座 長】議事に先立ち、前回の会議で事務局に確認をしていただくことになっていた点について報告をお願いします。

【事務局】1 点目、市民活動支援センター会議室の利用について、意図的に空けておきたいという考えはないのかという質問について、担当所管に確認したところ、意図的に空けているところはないということ。2点目、郷土資料館等の小中学校の利用状況について、郷土資料館は、来館者 20,369 人のうち 2,737 人、約 13%が小中学校の利用。絹の道資料館は、8,787 人のうち 822 人、約 9%が小中学校の利用。団体での利用者数は 3,367 人、一般利用が 5,420 人。利用率としては、前回のご指摘どおり高いわけではないので、担当所管には検討会の意見を伝え、周辺の運動施設等の駐車場の利用などについて、学校と協議してみてもどうかと提案した。

### 2.議事

#### 議題 1 無料施設の有料化について

##### 《1-⑫東浅川保健福祉センター室内プール》

【事務局】東浅川保健福祉センター室内プールについて説明

【座 長】庁内の検討結果としては、現在、無料の対象は、(1) から (3) までであるが、(1) の 60 歳を 65 歳に引き上げるとのこと。

これまでもこれに関連する議論はしており、第 2 回の検討会においても「減額免除」という議題で、高齢者の室内温水プール使用料について検討している。減免については、年齢を引き上げるべき、所得に応じた負担額とするべき、減免は一切やめるべきという意見があった。これまでの議論の整合性も踏まえてご意見等いただければ。

【参加者】事務局案に賛成。無料の対象を 65 歳以上とした場合、収入がどの位変わるか。

【事務局】来館者の年齢を調べていない。東浅川保健福祉センターに 60 歳から 65 歳までと、それ以上の年齢の利用状況について調査を依頼している。

【座 長】いつ頃をめどに確認するのか。

【事務局】調査に時間がかかるので、結果が分かり次第、速やかに出せればと思っている。

【参加者】公平性の観点から 65 歳以上に引上げることに関しては賛成だが、手間暇かけてまで収入がいくら増えるかということ、この施設についてやることの重要性は疑問。

【事務局】利用状況そのものの調査を行っていないので、このためだけでなく、実態を調べる必要はあると思う。

【参加者】プール以外の施設もあるのか。

【事務局】複合施設になっている。保健福祉センターのほか、体育室と集会施設がある。保健福祉センターは老人福祉施設として 60 歳以上無料なので、プールも無料になった。このプールが無料だったので、甲の原体育館やあったかホールの室内温水プールを曜日限定で、60 歳以上無料にしたという経緯がある。

【参加者】延べ人数ではなく、実際の利用者は何人くらいか。実際どれくらいの人が使っ

ているかということが公平性の観点からも重要で、特定の人しか使っていないのであれば、65歳ではなくもう少しあげてもいいのではないか。施設の位置付けとしては、65歳という年齢が妥当かとは思いますが、データ次第だと思う。

【事務局】実際の利用者数をカウントできるかどうか。カードなどを通す形で受付していれば可能だと思うが、そのようなシステムになっていない。登録をすると利用証が発行され、受付で利用証を提示する形。

【座長】庁内の検討結果は、年齢を引き上げるということで、それに対する強い反論はないように思うが、まずは利用実態を踏まえ、その上で検討を重ねていくことが必要かと思う。調査結果を後日またご報告いただけるということなので、お願いしたい。

#### 《1-⑬ 梶田運動場・川町運動場・高倉公園野球場》

【事務局】梶田運動場・川町運動場・高倉公園野球場について説明

【座長】梶田運動場と川町運動場について、少年野球場・少年サッカー場は、中学生以下の使用の場合には無料。大人の場合は使用料を徴収。高倉公園野球場については、少年野球場として位置付け、梶田、川町の運動場と同様の扱いとするという庁内の検討結果。この点を踏まえてご意見等いただきたい。

【参加者】梶田運動場は約500万の維持管理コストがかかっている。使用料徴収のために人を配置するとさらに増えることになる。

【事務局】決算額はシルバー人材センターへの維持管理委託料が主。使用料の徴収方法については一番コストがかからない方法でやりたい。あまりにもコストがかかるようであれば、有料は難しいということになるかもしれない。

【参加者】高倉公園野球場を少年野球場という位置付けにすることの意味は。

【事務局】実態として規模が小さく、主に少年野球が使っているが、条例上少年野球場という定義になっていないので、実態に合わせたかたちにしたい。

【参加者】少年野球場だと無料になるという趣旨か。

【事務局】高倉公園野球場を梶田や川町と同じように少年野球場という位置付けにして無料にしていきたい。ここは現在無人で管理しているので、有料化に伴って管理費が増えるよりは、実態に合わせて少年野球場にして、無料開放する方がいいだろうという判断。

【事務局】公の施設を有料化した時に、政策的に少年運動施設は無料とした経緯がある。

【座長】高倉公園は川町に比べてコストがかなり低い。川町や梶田と同じ条件にするのであれば、整備も同じようにする必要があると思うが、そうするとコストが増えるということか。

【事務局】庁内の意見でも、大人に対して有料化するよりも、利用者が公園の清掃など、整備を行うことを条件にして使ってもらう方が料金徴収や維持管理のコストもかからないのでいいのではないかという意見があった。しかし実際にはその線引きが難しいので、有料にしておいて、協力していただいた団体は減額などのかたちがとれないかということになった。

【参加者】高倉公園は歴史が長いので、地域で支えようという意識もあるのではないか。梶田と川町で同じやり方をした時に、お金を払って使う方が楽という方が出て

くる可能性もある。

【座長】それぞれの地域性はどうか。

【事務局】 梶田運動場は、1989年の区画整理に伴い公有地を利用して作られた運動場で、開設からかなりの年数がたっているので、実際、草むしり等をやってくださる団体もある。川町運動場は、開設の経緯は違うが、ほぼ同じような使われ方をしている。川町の方が比較的古くからの住民が多い地域。

【参加者】 施設白書を見ると、梶田運動場と上柚木野球場では、梶田運動場の方が維持管理コストが高いが、運営の仕方が違うのか。維持管理コストとは具体的にどのようなものか。

【事務局】 上柚木野球場は指定管理者制度を導入していて、指定管理料は維持管理コストではなく、事業運営コストに含まれている。維持管理コストは、管理委託や草刈、光熱水費など。

【座長】 平日、大人が利用できる時間帯の利用状況はどうか。

【事務局】 無料だから使われているということもあると思うが、かなり使われている。

【座長】 それほど利用実態がないのなら有料化しても意味がないという考え方もできる。筋としては確かに庁内の検討結果はすっきりしているが、それに伴うコストや利用実態などをもう少し見えるようなかたちにして、実現可能性というのを練り上げていただいた方がよろしいのではないかと。可能な範囲で検討していただきたい。

## 《2-②看護専門学校体育館》

【事務局】 看護専門学校体育館について説明

【座長】 庁内での検討結果は、ニーズ等を調べながら、検討したいということ。方向性などについて、ご意見を頂戴したい。

【参加者】 ニーズがあるかどうかだけでなくコストとの兼ね合いも検討が必要。女性が多い学校なので、特に施設の管理も必要となる。無理して有料という結論を出さなくてもいいのではないかと。

【座長】 有料化できるかどうかについては、今ご意見があったように、ニーズという面だけでなく、コストと両面から検討していただいて、実現可能性や今後のあり方を検討していただくことが必要。慎重にご検討いただければと思う。

## 議題2 施設の性質別負担割合について

【事務局】 施設の性質別負担割合について説明

【座長】 検討事項の1番目として、分類するための2つの視点「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」が適当であるかどうか。2番目に、これが適当だとした場合、負担割合を0から100%の9つに分類しているが、この分類が適当なのか。3番目として、そのような枠組みが適当だとなった場合、各施設の分類の仕方が適当なのかどうか。1番目と2番目は枠組みに関する話なので、まずはこの枠組みについてのご意見を承りたい。

【参加者】 「民間施設の代替性」は極めてよくわかる。「市民生活における必要性」については、厳しい認識を行政の方でもっていただきたい。公共施設白書を見ても、財政的な見通しは将来大変厳しいということが書かれているなかで、市民生活

の必需性を厳しくとらえる必要がある。

必需性という言葉、仮に最低限の市民生活を送る上での必需性・必要性と捉えると相当絞られるが、この中には、「より文化的な生活」や「健康福祉の向上」といった、主観的な要素が入ってくるのではないか。どういう意味で必需性ということ捉えているのか。

【事務局】市民の福祉向上は行政の役割なので、文化的な生活や健康維持増進に繋がるようなものについては、「中間」の分類になっている。

【参加者】この検討会においても、文化的な生活の維持よりもむしろ向上、あるいは青少年への先行投資といった視点が強く打ち出されている印象を受ける。財政再建と絡めた上での二つの視点と考えると、私は大変厳しい結論が出て来なくてはいけないと思っている。

【参加者】全体的にもっと負担割合を高めに設定するという事か。

【参加者】市の将来の財政を考えると、施設維持にかかる費用は絞っていかねばならないという共通の認識はある。そのうえで、文化的な生活を維持していくための必需性が、どこまであるかをしっかり判断していかないと、どうしても甘くなっていく傾向がある。

【事務局】市の基本的な考え方、施策の方向性を示す「基本構想・基本計画」では、住民福祉の向上を大前提として、財政の健全性の維持、受益者負担の適正化の取組を掲げている。しかしこれまで、受益と負担の関係の検討においては、実際の利用者（受益者）の声が多く聞こえてくる。あるいは歳出経費である運営コストの縮減など行政内部の努力をまず行っていくという中で、利用者負担を直接引き上げるといふことにはならなかった。今後のあり方の検討にあたっては、行政を取り巻く環境変化なども踏まえ、今、委員からいただいたご意見も含め、多様な視点から忌憚のないご意見を賜りたい。

【座長】必需性というのが難しい。特に「両者の中間」に分類されるものをどう考えていくのかが非常に重要。

【参加者】「必需性」の判断は状況によって、また設置段階と運営していく段階でも違ってくる。判断の仕組みや一定期間ごとの見直しが必要になり、非常に大変で生産的ではない。枠組みを作るといふのはロジカルでわかりやすいが、100%受益者負担とする方が説得力があるように思う。ただそれはあまりにも市民の負担が大きくなるので、代替性の軸のみで分けるということもできる。

【参加者】二つの視点をこのまま生かすとすれば、これを原則としながら、八王子市として特色を出すための施策の柱を、もうひとつの判断基準として明確にすれば説得力が出てくるのではないか。

【参加者】利用率など、データで分類できるのではないか。

【座長】「民間施設の代替性」はそのままでもいいけれども、「必需性」を残すのであれば、3分類ではなく2分類にして「高い」とするものを極力絞り込み、それ以外は「低い」という括りにしないと難しい。市の基本計画に定めた施策と関連付け、その柱を明確にしたうえで判別しないと説得力が弱い。

経済学でみた場合、料金が上がっても利用するのか、料金が上がったなら利用す

るのをやめるのが、必需性が高いか低いかの基準。

【事務局】 行政が担う範囲を、公益性を踏まえた視点から指標として示そうとしたものである。ひとつの考え方として、受益者の負担割合 100%という考え方もあると思われるが、その場合に、行政が実施すべき事業であるならば、コストの捉え方を変える必要があるかもしれない。

【参加者】 行政が市民に対して、文化的な生活や健康的な生活をしてほしいということを示す中で、この必需性を考えていく方がいいのではないかと。

【座長】 自治体の考えがどうなのかというところと利用者側の考え方、両面から考えていく必要がある。

【参加者】 「分類する2つの視点」の運用にあたっては、市の財政の将来性も考えて、従来よりも厳格に運用することが期待される。

【座長】 市の財政状況を踏まえた上で、必需性の高いものはここまでというような意向を示すというのも考え方ではないかと。

【事務局】 市の基本構想・基本計画や財政面を踏まえて、どういう施設を必需性が高いと位置付けていくのかを、メッセージとして出さないと、納得はしていただけないと今皆様のご意見を伺って強く感じたところなので、その基準をもう一度明記してお出ししたい。

この負担割合は、コストの範囲をどこまでにするのかということも深く関係している。今回は減価償却費もコストの対象としているので、100%負担とはしないで行政サービスを受けられるようなものにしていきたい。一部税金で負担して、一部は受益者に負担していただくというのが基本的な考え。

【参加者】 9分類の「中間」というのは非常に難しい。4分類ぐらいが現実的に使い易いのではないかと。今の基準では、CⅠとAⅢが同じ負担割合。代替性が高く、必需性が高いものが50%で、代替性は低く、必需性が低いものも50%になっている。同じ割合でいいのか。

【座長】 確かに「中間」というのは判断が難しい。割合についても、もう少し検討する必要があるかもしれない。

【参加者】 オリンパスホールと霊園が同じ割合なのかと言われると疑問がある。霊園はほとんどが民間なので、価格は市場原理で決まってしまうのでは。

【事務局】 市場性が高いので民業を圧迫しないような料金設定としている。

【座長】 基準について、「民間施設の代替性」はある程度客観的に判断できるので、軸のひとつとすることに異論はない。問題は、「必需性」をどう捉えていくのか、もう少し明確にする必要がある。

利用者自治体の双方の立場からみていくとか、3段階を2段階にする、あとは各分類の割合についてももう少し柔軟に考えてもいいのではないかと、市の財政状況も踏まえた上で、というようなご意見があった。性質別負担割合という取組については異論ないと思うが、取り組む以上はもう少しご検討いただいて、より説得力のある形にしていきたい。

それぞれの施設については、次回、今日のご意見を踏まえた上で、枠組みについての修正があれば示していただいた上で、ご検討いただくこととしたい。

それでは本日の検討会を終了とする。ありがとうございました。

### 3.閉会